

◆主要ニュース◆

- 全協:新型コロナウイルス感染予防対策で書面による各種会議開催へ・JTの科学的な研究結果・店頭での年齢確認や財政貢献等のアピールを!!・21連合会総会日程……………2面
- リトルシガー市場:大手3社が積極的に参入・新煙告知新……………3面
- ニュース斜め読み:「百害あって一利なし」言説の背景を追う⑧・江戸川柳とたばこ⑧……………5面
- 特集Q&A:改正健康増進法の施行と喫煙場所の現状と課題・新商品紹介……………6面
- たばこマンの岡目八目・おもしろクイズ・手作りPOP講座……………7面
- たばこ自販機普及台数・「たばこ屋さん目線」からの川柳・お便りコーナー・投稿……………8面

全国たばこ新聞

2020年5月

May 第889号

●発行元/全国たばこ販売協同組合連合会
〒105-0014 東京都港区芝1丁目6番10号
芝SIAビル7階 TEL.03(5476)7551

●企画編集責任/株式会社アーネスト
〒105-0004 東京都港区新橋6-2-1
木村ビル801 TEL.03(3432)8346

全協「喫煙目的室」のステッカー配付

たばこ販売店は「条件満たせば店内喫煙可能に!!」

4月1日に全面施行された改正健康増進法は、屋内施設がほぼ原則禁煙だが、たばこ販売店は「喫煙目的施設」に該当し、条件を満たせば店内のすべての場所及び一部の場所で喫煙できる。全協では、「喫煙目的室」設置の当該店に標識掲示義務があることから、組合員へのサポート策の一環として、「喫煙目的室」表示の特製ステッカー(A4サイズ)・写真を連合会及び単位組合を通じて全組合員対象に配付する。ステッカーは、①店内すべてを喫煙可能とした場合②店内の一部を喫煙室とした場合③の实际情况を想定し、お店の入口、喫煙室の入口にも貼付する2種類をセットにしたものだ。



「喫煙目的室」の出入口の見やすい場所に標識掲示義務

たばこ販売店の店頭スタンド灰皿と店内喫煙可能な「喫煙目的室」設置は、お店にとっては「鬼に金棒」であり、常連及び一見のお客

◆「喫煙目的施設」とは？
多数の者が利用する施設のうち、喫煙をする場所を提供することを主目的とする施設で、具体的には①店内で喫煙可能なたばこ販売店(条件別)用を検討していただきたい。今年度は、地方たばこ税を

活用した分煙環境整備への動きが具体化しつつある。組合組織も既に自治体の首長や議員等に陳情や要望等を行っているが、それを後押しするためにも店頭でのステッカーなどを活用した財政貢献の周知などの草の根運動が不可欠となっている。

◆たばこ店の施設適用②たばこ販売店が「喫煙目的施設」となるとは、全協・全国政治連盟の各方面への働きかけにより実現したものだ。全協は、2018年10月24日に開催された自民党たばこ議員連盟(野田毅会長)総会において、改正健康増進法の施行に伴う政省令に関して、「喫煙目的の定義については、たばこの販売許可を取得している施設を喫煙目的施設として取り扱ってもらいたい」と強く求めるなど、数々の要請活動を展開した。

地方たばこ税を活用した分煙環境整備も訴えよう!!

店頭・自販機用たばこ税周知ステッカー配付

店頭から地方たばこ税の財政貢献と税を活用した分煙環境整備を訴えよう!! 全協では、今年度も店頭・自販機貼付用の「たばこ税周知ステッカー」(A4サイズ)・写真)を全組合員に配付する。今年度のステッカーは、「地方たばこ税を活用した分煙環境整備」を地域社会にアピールする重要な意味を持っている。

全協をはじめたばこ業界が、かねてより関係方面に強く

く要望していることの一環として、自治体が地方たばこ税の全部を喫煙所整備などに活用する全国的な制度ルール作りがある。その結果、「令和2年度税制改正大綱」には「地方公営団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促す」との今後の方向性が明示された。

これを受け、総務省が去る1月23日に各都道府県及び各指定都市に対して「受動喫煙対策等に関する調査票」を

今年、書面による臨時総会としたのは、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環である。また、政府が4月7日に「コロナ対応の緊急事態宣言」を

全協が書面による臨時総会を開く 新型コロナウイルス感染拡大防止策

全協では3月25日、書面による臨時総会を開催し、2020年度の「事業計画」

「予算書」「賦課金額及び徴収方法」などの議案をすべて原案通り可決決定した。

発令したことに伴い、全国21連合会及び傘下単位組合は、4月、5月に開催予定の2020年度臨時総会を書面総会に切り替えることや、組合の年間恒例活動でもあ

は、主な出入口の見やすい場所に喫煙目的室であることを標識(ステッカー等)を掲示すること⑥店内の一部が喫煙目的室(店内喫煙室)の場合、お店の入口に標識を掲示及び喫煙目的室の入口に表示を掲示すること⑦喫煙目的室には「20歳未満の立ち入り禁止」を表示すること。

今回、全協が配付するステッカーには、前記の①、⑤、⑥、⑦を表示するとともに、たばこ組合のロゴマークと、「加熱たばこを吸うことが含まれます」の文言が付記されている。

2段広告